

会計年度任用職員（事務補助員：障がいのある人対象）募集案内

令和8年5月19日
渋谷区

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、一会計年度内を任用期間として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

2 募集概要

各部署の業務補助等に従事する、障がいのある人対象の会計年度任用職員を募集します。申込者の中から勤務条件に合致する方を選考し、各部署に任用します。

原則として一会計年度内を任用期間として任用されますが、同一の業務が継続してある場合、翌年度において再度任用される場合があります。

3 募集職名・職務内容

(1) 職名

事務補助員(障がいのある人対象)

(2) 職務内容 ※詳細は配属先により異なります。

・事務処理（必須）

パソコン（Word、Excel、業務システム）でのデータ入出力作業や、伝票作成等の簡単な書類の作成

郵便や資料の仕分け、ファイリング、スキャン、封入封函などの軽作業

・窓口及び電話（外線・内線）の初期対応（できれば）

4 申込資格

以下のアからウまでの有効期限内である手帳の交付を受けている人

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳

イ 都道府県知事又は指定都市市長が交付を決定する療育手帳

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳

※有効期限内である手帳の確認ができない場合は任用されません。

※療育手帳の名称は、交付している地方公共団体により異なることがありますので、お住まいの地方公共団体に確認をしてください。

(例えば、東京都が交付している療育手帳については、「愛の手帳（東京都療育手帳）」という名称で交付されています。)

なお、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は申込できません。

【参考】 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は申込できません。

5 選考方法

第一次選考	申込フォームによる選考 各部署の業務状況に応じて、申込者の中から選考します。選考の結果、第二次選考にお進みいただく方には、担当者より勤務条件及び業務内容について説明を行います。不合格の方には、申込日翌々月末までにその旨の連絡をいたします。
第二次選考	個人面接 提示された条件での勤務が可能である場合、面接による選考を実施します。面接の際、支援機関の同席を希望する場合はお申し出ください。

6 勤務条件

任用期間	任用開始日から最長で令和9年3月31日まで ※任用後、条件付採用期間があります。 ※公募によらない再度任用の制度があります。
勤務日数 ・時間	週2日～5日、1日4時間～7時間の中から選択 (ただし、週10時間以上の勤務必須)
勤務場所	渋谷区役所本庁舎 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 ※本庁舎以外の区施設勤務をご相談する場合があります。
休日	土、日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
報酬額	週3日以下勤務：時間額1,519円 週4日以上勤務：月額102,118円～223,384円(勤務時間数による) ※いずれも地域手当相当分の報酬を含む。 ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。
期末・勤勉 手当	6か月以上の任用期間がある場合に支給します。 ※週当たりの勤務時間が15時間30分未満かつ、週当たりの勤務日数が2日以下の場合は支給されません。
諸手当	諸手当(地域手当、超過勤務手当、休日給等)相当分の報酬を支給します。

費用弁償	通勤手当及び出張旅費相当分を支給します。
休 暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。
服 務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	一定の要件を満たした場合に、定期健康診断、渋谷区職員互助会加入の対象となります。
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
労災保険	公務災害補償の対象となります。

7 申込方法

所定の申込フォームに必要事項を入力してください。

申込後、辞退される場合は、申込完了メール上の URL からお手続きをしてください。

申込フォーム <https://ttzk.graffer.jp/ward-shibuya/smart-apply/apply-procedure-alias/recruit>



問 合 せ 先	渋谷区役所 総務部人事課人事係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号 9階 電話 03-3463-1379 メール shibuya-saiyo@shibuya.tokyo
---------	---

8 注意事項

申込フォームに入力された情報は、任用のために庁内部署間で共有させていただきます。なお、個人情報の取扱いについては厳重かつ適正に管理します。